

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

## 建設共済保険のよくあるご質問

(年間完成工事高契約の場合)

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

### Q1：加入条件はありますか？

A：国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。現在、全国で約 24,000 社に加入いただいています。

### Q2：補償の対象となるのは誰ですか？

A：現場労働者の方です。元請、下請を問わず、無記名で補償されます。また、代表者（保険契約者）も補償されます（従業員 300 人以下の場合）。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

### Q3：同一事故で多数被災した場合はどうなりますか？

A：同一事故で多数の方が被災した場合や、契約期間中に複数の事故が発生した場合でも、それぞれの被災者に対して保険金をお支払いします。

### Q4：元請企業も下請企業も建設共済保険に加入していた場合はどうなりますか？

A：同一現場で元請企業も下請企業も加入していた場合、下請労働者が被災したときはそれぞれに保険金をお支払いします。（一定の限度額があります。）

### Q9：経営事項審査において加点されるのですか？

A：申込手続き完了後、共済団から送付される「加入証明書」の写を経営事項審査の申請時に提出いただきますと、労働福祉の状況の中で 15 点加点評価されます。

### Q5：企業の費用も補償されるのですか？

A：被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

### Q6：企業の諸費用とはどのような費用でしょうか？

A：例えば、原因調査の費用および安全教育費用、訴訟関係費などの渉外費用、慰謝料、現場停止・指名停止期間の人件費等の負担費用などです。

### Q7：掛金が安いと聞きましたが？

A：建設業における自主的な共済保険で、営利事業ではなく低経費で運営しています。また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害 1～7 級と傷病 1～3 級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになっています。

### Q8：掛金は何に基づいて計算されますか？

A：掛金は直前 1 年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

◆「建設共済保険」以外にも次のような事業を行っています。

#### [育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病 3 級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

#### [労働安全衛生推進事業]

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL:<http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関

一般社団法人 香川県建設業協会

Tel 087-851-7919

建設共済保険

検索